

令和4年度 次世代介護機器導入促進支援事業【更新版】

概要

介護従事者の身体的負担の軽減や業務の効率化など、介護環境の改善に資する次世代介護機器の導入、見守り支援機器の導入に伴う通信環境整備等の一体整備に必要な経費の一部を補助します。

※「次世代介護機器」とは…ロボット技術の応用により、利用者の自立支援や介護者の負担軽減の効果を有する機器を指します。

補助内容(予定)

令和4年度は、以下のとおり実施する予定です。

(1)～(3)のそれぞれで、補助の対象となる施設等が異なりますので、ご注意ください。

なお、補助の要件等に関する詳細については、交付要綱やQ&A等(8月下旬頃に下記HPに掲載)をご確認ください。

今年度拡充！

	(1)次世代介護機器導入支援事業	(2)次世代介護機器導入推進事業		(3)見守り支援機器及び通信環境の 一体的整備事業		
対象施設	施設・居住系サービス、 在宅サービス	施設・居住系サービス			・特別養護老人ホーム(定員30人以上) および併設される老人短期入所施設 ・介護老人保健施設 ・認知症高齢者グループホーム	
対象機器等	・移動支援 ・排泄支援 ・見守り・コミュニケーション ・介護業務支援	・移乗介護 ・入浴支援	・移動支援 ・排泄支援 ・見守り・コミュニケーション ・介護業務支援	・移乗介護 ・入浴支援	・見守り支援機器	・見守り支援機器 の導入に伴う通信環境整備
補助基準額	60万円 (1台当たり)	133万4千円 (1台当たり)	60万円 (1台当たり)	133万4千円 (1台当たり)	60万円 (1台当たり)	1,500万円
補助率	1/2	3/4	3/4	7/8	1/2	1/2
条件	—	—	公益財団法人東京都福祉保健財団が実施する、「アドバンストセミナー」への参加、「公開見学会」等への協力		・見守り支援機器と通信環境を 一体的に整備すること ・R4年度に補助を受けた法人は、R5年度以降 (3)の申請を行うことはできない	
補助対象外 経費	・機器の使用に際して必要となるインターネット回線使用料等の通信費 ・保険料・配送料・機器の設置にかかる建物の改修費・初期設定費 ・その他事業の目的に照らし適当と認められないもの					

※ 1つの事業所が(1)と(2)の両方に申請することはできません。

※ 特別養護老人ホーム(定員30人以上)及び併設される老人短期入所施設、介護老人保健施設、認知症高齢者グループホームが(3)の補助を申請する場合でも、見守り支援機器以外の機器については、(1)又は(2)で申請を行うことができます。

※ 令和3年度までに「介護保険施設等におけるICT活用促進事業」「介護保険施設等におけるデジタル環境整備促進事業」の補助を受けた法人は、(3)の申請を行うことはできません。

※ 機器の購入またはリース契約は、内示日の翌日以降に行っていただく必要があります。内示前の購入等の費用は補助対象外のため、ご留意ください。

※ 都内に所在する、介護保険法に定めるサービスが補助の対象となります。

※ 申込多数の場合には、予算の都合により補助の対象とならない可能性もありますので、あらかじめご了承いただきますよう、お願ひいたします。

補助手続きの流れ

※時期については、今後変更になる可能性があります。

書類提出先

時期	内容
令和4年8月下旬～令和4年9月下旬	事業計画書の受付
令和4年12月中旬	内示
令和4年12月下旬～令和5年1月中旬	交付申請書提出
令和5年2月下旬	交付決定・補助金の支払(概算払)
遅くとも令和5年4月上旬まで	実績報告書提出
令和5年5月末	額の確定・補助金の精算

〒163-0719

東京都新宿区西新宿二丁目7番1号
公益財団法人 東京都福祉保健財団

福祉情報部 福祉人材対策室

介護現場改革担当(補助金)



事業の詳細は、下記の東京都福祉保健財団HPに掲載予定の、要綱やQ&A等をご確認ください。

<https://www.fukushizaidan.jp/206genbakaikaku/jisedai/>